

三豊市成年後見制度利用促進基本計画 (素案)

三豊市

平成31(2019)年4月

《元号に関する標記上の注意点》現時点では、新元号が定められていないため、平成31年度以降の元号についても「平成」を使用しています。新元号が定められた際は、読替をお願いします。

目 次

1. 基本計画目的
2. 基本計画の概要
 - (1) 基本計画の位置づけ
 - (2) 基本計画の期間
 - (3) 計画策定のための取り組み及び体制
3. 成年後見制度に関する現状と課題
4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方
 - (1) 目標
 - (2) 基本的考え方
 - ①地域連携ネットワークの三つの役割
 - ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
 - ②地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
 - イ) 地域における「協議会」等の体制づくり
 - ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
 - ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - ア) 広報機能
 - イ) 相談機能
 - ウ) 成年後見制度利用促進機能
 - エ) 後見人支援機能
 - オ) 不正防止効果
 - ⑤中核機関の設置・運営形態
 - ア) 設置の区域
 - イ) 設置の主体
 - ウ) 運営の主体
5. 成年後見市長申立と利用助成の実施

資料編 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

(イメージ)

三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）

1. 基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2. 基本計画の概要

（1）基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「三豊市地域福祉計画」（平成30年度から平成34年度）と一体的に連動して取り組み、「三豊市高齢者福祉計画・第7期介護保険計画」（計画期間：平成30年度から平成32年度）、「第5期三豊市障害者福祉計画」（計画期間：平成30年度から平成32年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）」抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 基本計画の期間

今回策定する基本計画は平成31(2019)年度から平成34(2022)年度までの4か年です。

今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

今後のスケジュール

年 度	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画			次期計画		
	地域福祉計画					次期計画
		成年後見制度利用促進基本計画				

(3) 計画策定のための取り組み及び体制

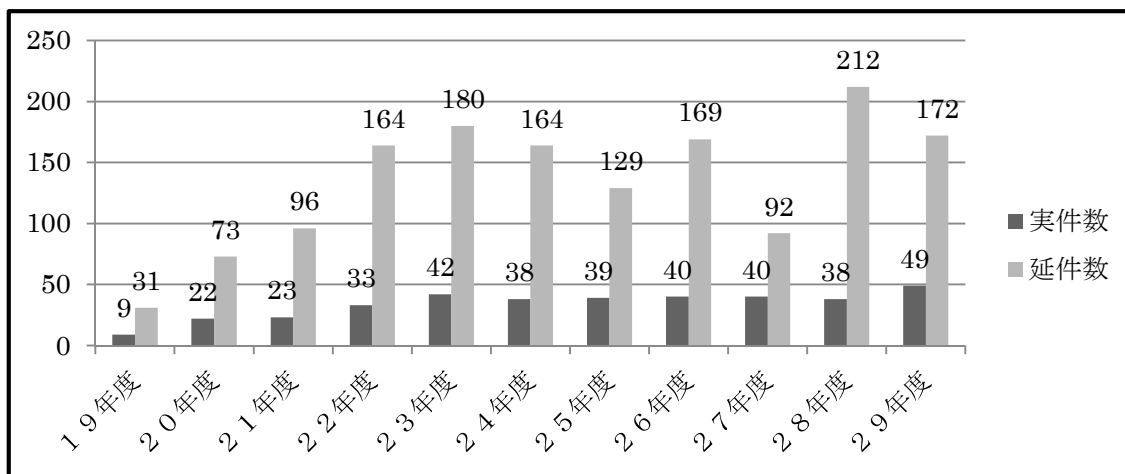
平成29年10月に成年後見制度利用促進審議会設置準備会を設置、さらに平成30年10月には三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、医療・福祉関係者・司法関係者・市民等より基本計画策定に関し審議を重ねました。また、平成31年1月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました（予定）。

3. 成年後見制度利用に関する現状と課題

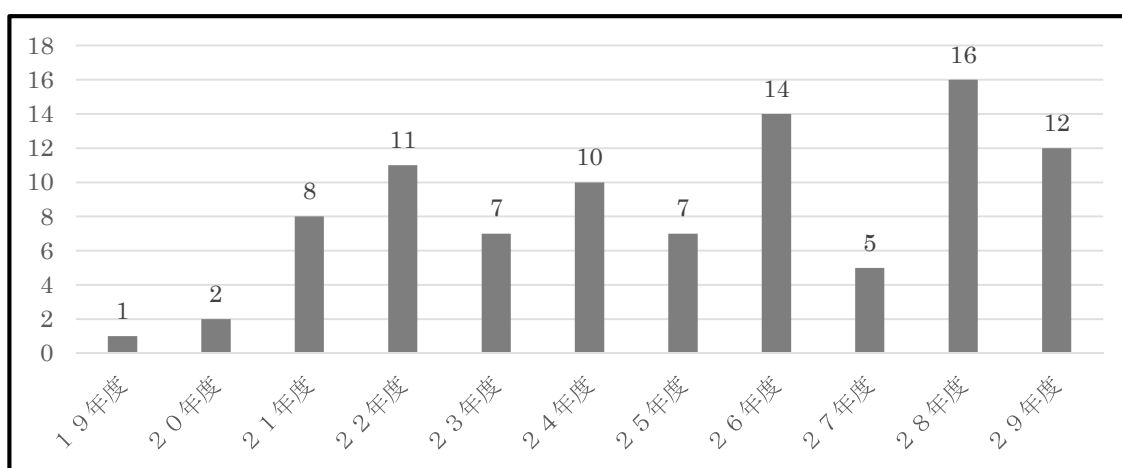
人口減少と少子高齢化が本市でも着実に進行しており、平成37(2025)年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることを見込まれていることから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取り組む生活課題の一つであると考えられます。第3期三豊市地域福祉計画策定にあたり、三豊市に居住する一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。その中で、成年後見制度、日常生活自立支援事業について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が5割弱を占めており、「初めて知った」も3割弱を占めており、制度が浸透していないことがうかがえます。その他、日頃何とかしなければならぬと思っていることについては、「独居高齢者や夫婦のみ世帯のくらしの問題」が1位、「病気・認知症等の高齢者がいる世帯の問題」が第2位となっており、高齢者に関する課題が上位2項目を占めています。

(参考資料)

三豊市地域包括支援センターへの成年後見制度に関する相談件数

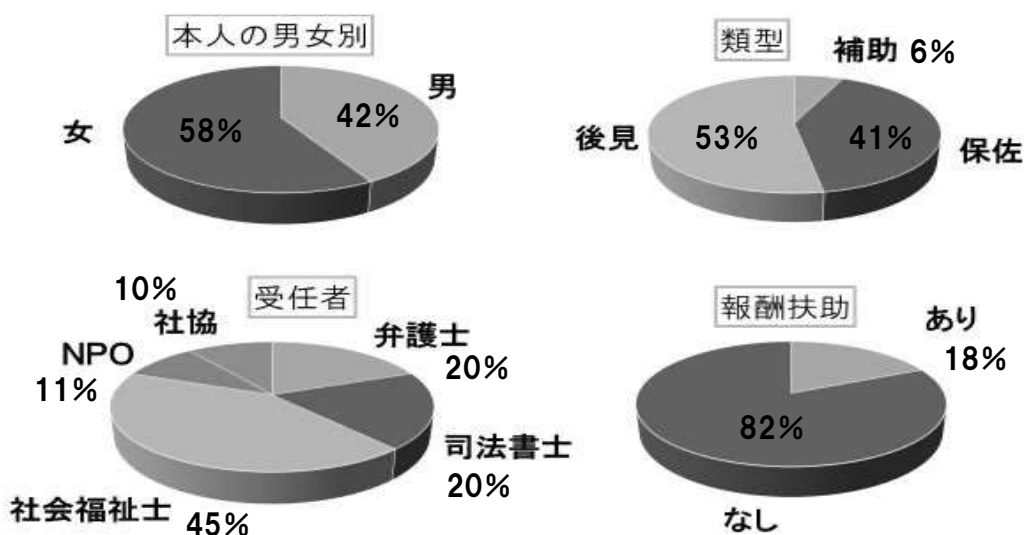


三豊市における市長申立件数



三豊市における成年後見市長申立の状況（H19年度～H29年度）

全93件



*複数での受任があるため、合計が100%を超える。

三豊市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業実施及び法人後見受任状況

(平成20年4月～平成30年10月累計)

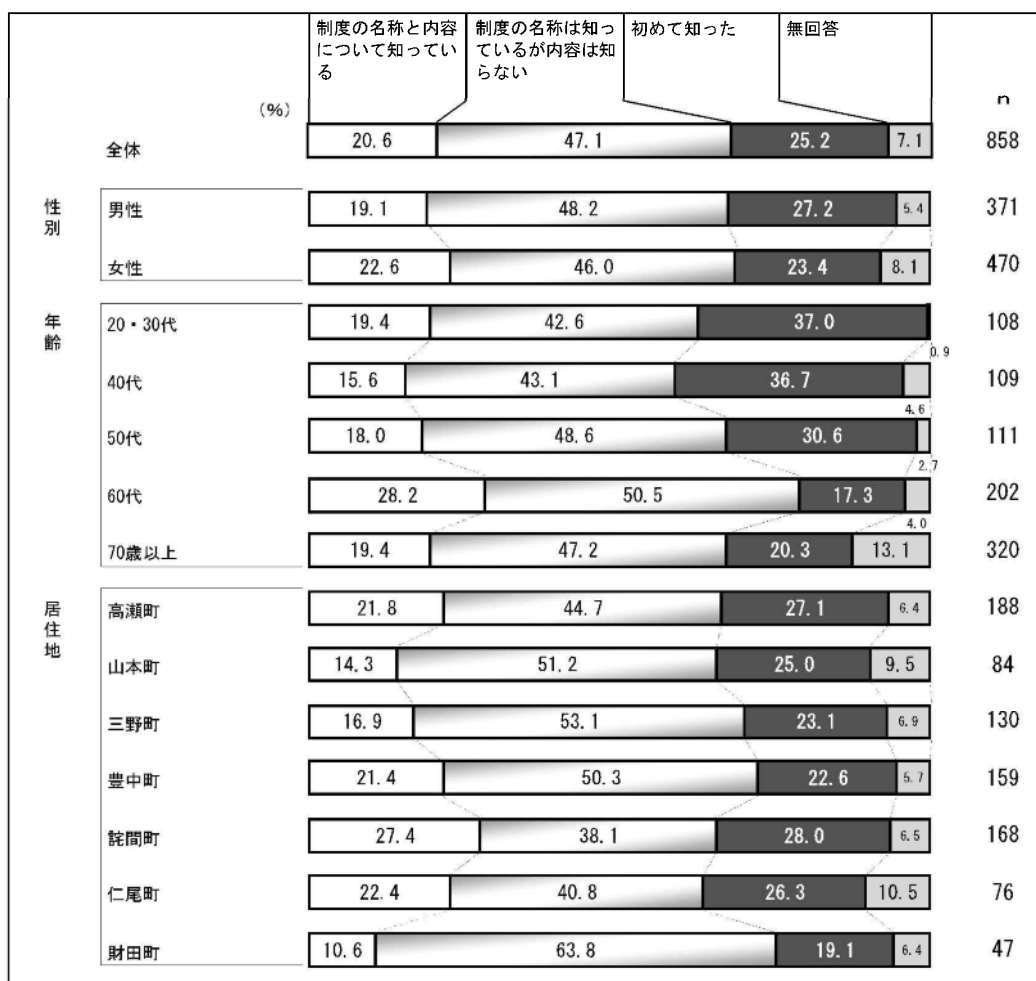
内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計
事業契約	54	27	21	14	116
法人後見	7	6	1 (発達障害)	0	14

(単位：件数)

「第3期三豊市地域福祉計画」 一部抜粋

成年後見制度*、日常生活自立支援事業*について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が5割弱を占めており、「初めて知った」も3割弱を占めています。制度が浸透していないことがうかがえます。

■成年後見制度、日常生活自立支援事業について■



「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日 閣議決定）」一部抜粋
(P1～P3)

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション ※1、②自己決定権の尊重 ※2の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点到欠などの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視 ※3の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

※1 成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。 ※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。 ※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

(1) 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う。

「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日 閣議決定）」一部抜粋
(P3～P22)

2 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a)権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(b)担い手の育成

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2(2)①イ)の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

ア) 広報機能

イ) 相談機能

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ) 後見人支援機能

オ) 不正防止効果

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

イ) 設置の主体

ウ) 運営の主体

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

⑥優先して整備すべき機能等

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項（第14条1項）において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項（第14条2項）において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていないか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

(2) 基本的な考え方

地域連携ネットワークと中核機関について

①地域連携ネットワークの三つの役割

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。具体的には、「地域ケア個別会議」などのケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「地域ケア推進会議」を「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ) 不正防止効果にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「成年後見支援センター」（仮称）の設置をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であること

の認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げる
ことができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効な
ケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・
機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、
医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作
成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われ
るよう配慮します。

その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も
念頭においた活動となるよう留意します。

イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。
市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者
からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書
士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等二ーズの精査と、必要な見守り体
制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。そ
の際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや
障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型
の利用の可能性も考慮します。

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超え
た広域対応についても検討します。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等
へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的
に支援できる体制の調整等を行います。

○市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補
者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○受任者調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携するとともに今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

○家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には審議会にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

(b) 担い手の育成・活動の促進

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、平成32（2020）年度に市民後見人養成講座を開催します。さらに、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う社会福祉協議会において後見人となるための実務経験を重ね、市民後見人の活用をすすめていきます。

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図ります。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の 利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

エ) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者（例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦する方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見 監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに 本人の権利擁護につなげます。

オ) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点

において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待されます。

また、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待されます。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。ただし、中核機関が担う機能によっては、併せて複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制を検討します。

イ) 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

ウ) 運営の主体

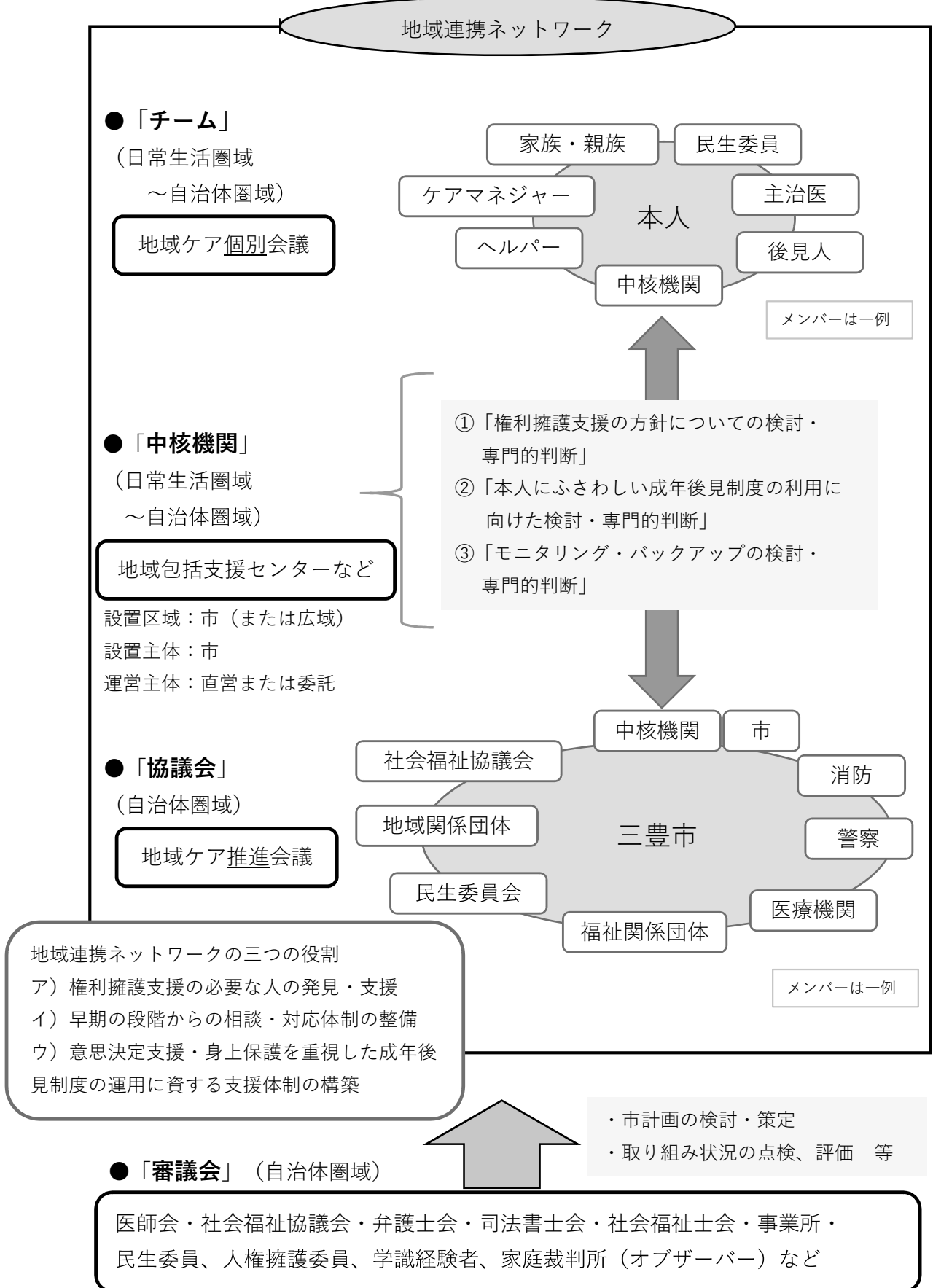
中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営又は市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人 等）を市が適切に選定します。また、市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

5. 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

(イメージ)



三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定スケジュール

審議会開催時期	会議	主な開催議題
平成30年 11月26日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する法律について ・三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定について ・今後のスケジュールについて
12月下旬	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
1月	パブリックコメント	
2月下旬	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
3月		
4月	三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定	